

猪名川町告示第33号

猪名川町随意契約審査委員会設置要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年3月27日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町随意契約審査委員会設置要綱の一部を改正する要綱

令和 8 年 3 月 27 日

要 綱 第 23 号

猪名川町随意契約審査委員会設置要綱（平成12年）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「次に掲げる者」を「猪名川町工事請負業者審査委員会規程（昭和60年規程第11号）第3条第4項に定める委員」に改め、同項第1号を削る。

第4条中「300万円」を「700万円」に改める。

第5条第1項中「猪名川町事務決裁規程（昭和63年規程第5号）」を「猪名川町事務処理規程（平成14年規程第12号）」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、業者と結ぶ契約  
第5条第2項を次のように改める。

2 委員会において、既に了承されている同一内容、かつ、同規模程度の契約を新たに結ぶ場合は、新たな契約締結日から起算して3年以内に限り、委員会の開催に代えて書面による委員の合議により議事を決することができる。ただし、委員会はあらかじめ審査において、書面決議の期間を決するとともに、当該契約を所管する決裁権者は、その期間を管理し遺漏なく再審議に諮ることとする。

第6条第1項を次のように改める。

委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、原則として猪名川町工事請負業者審査委員会と同日に開催するものとし、委員長が必要と認めるときに限り、臨時で開くことができる。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

2 当該契約を所管する決裁権者は、会議の開催に合わせて、仕様内容等の基礎資料の調製を計画的に行い、円滑な議事進行に協力する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

猪名川町随意契約審査委員会設置要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、<u>猪名川町工事請負業者審査委員会規程(昭和60年規程第11号)第3条第4項に定める委員</u>をもって充てる。</p> <p>(審査事項)</p> <p>第4条 委員会の審議事項は、1件ごとの設計金額等により、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1件700万円以上の建設工事の随意契約に係る業者選定</p> <p>(2) 1件700万円以上の委託の随意契約に係る業者選定</p> <p>(3) 1件700万円以上の物品購入等の随意契約に係る業者選定</p> <p>(審査事項の特例)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の審議事項にかかわらず、<u>猪名川町事務処理規程(平成14年規程第12号)</u>に基づき、必要な業者を選定することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、業者と結ぶ契約</u></p> <p>2 委員会において、既に了承されている同一内容、かつ、同規模程度</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、<u>次に掲げる者</u>をもって充てる。</p> <p>(1) <u>猪名川町工事請負業者審査委員会の全委員</u></p> <p>(審査事項)</p> <p>第4条 委員会の審議事項は、1件ごとの設計金額等により、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1件300万円以上の建設工事の随意契約に係る業者選定</p> <p>(2) 1件300万円以上の委託の随意契約に係る業者選定</p> <p>(3) 1件300万円以上の物品購入等の随意契約に係る業者選定</p> <p>(審査事項の特例)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の審議事項にかかわらず、<u>猪名川町事務決裁規程(昭和63年規程第5号)</u>に基づき、必要な業者を選定することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の開催に代えて書面</p>

改正条文	現行条文
<p><u>の契約を新たに結ぶ場合は、新たな契約締結日から起算して3年以内</u> <u>に限り、委員会の開催に代えて書面による委員の合議により議事を決</u> <u>することができる。ただし、委員会はあらかじめ審査において、書面</u> <u>決議の期間を決するとともに、当該契約を所管する決裁権者は、その</u> <u>期間を管理し遺漏なく再審議に諮ることとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 <u>委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。</u></p> <p>2 <u>委員会は、原則として猪名川町工事請負業者審査委員会と同日に開</u> <u>催するものとし、委員長が必要と認めるときに限り、臨時で開くこと</u> <u>ができる。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(議事)</p> <p>第7条 <u>委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のとき</u> <u>は、委員長が決する。</u></p> <p>2 <u>当該契約を所管する決裁権者は、会議の開催に合わせて、仕様内容</u> <u>等の基礎資料の調製を計画的に行い、円滑な議事進行に協力する。</u></p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p><u>による委員の合議により議事を決することができる。</u></p> <p>(1) <u>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、業者と結ぶ</u> <u>契約</u></p> <p>(2) <u>委員会において、すでに了承されている同内容かつ同規模程度の</u> <u>契約を新たに結ぶとき。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 <u>委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長</u> <u>となる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 (略)</p>

改正条文	現行条文
<p>(補則) <u>第10条</u> (略)</p>	<p>(補則) <u>第9条</u> (略)</p>